

**中小企業金融円滑化法
第7条に基づく措置の実施状況**

平成22年3月末

敦賀信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

地域金融円滑化のための基本方針

敦賀信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

3. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 「金融円滑化管理方針」を定め、中小企業等金融円滑化法の施行に伴う対応等を明確にし、実効性のある取組みを推進します。
- 「金融円滑化管理方針」に基づいて「金融円滑化管理規程」を定め、理事会や常務会、金融円滑化対策本部等の役割を明確にし、金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備のため、「金融円滑化マニュアル」を策定します。
- 本部・営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援します。
 - ①金融円滑化に関する本部の体制について
金融円滑化管理責任者に融資担当役員を選任し、「金融円滑化対策本部」とともに地域金融の円滑化への取組みや、ご相談体制を強化充実します。
 - ②金融円滑化に関する営業店の体制について
営業店長を金融円滑化に関する責任者とし、中小企業金融円滑化の支援体制を整備します。
- 貸出条件の変更等のお申込みを謝絶させていただく場合は、お客様のご理解とご納得を得るため、可能な限り具体的かつ丁寧な説明に努めます。
- お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、外部研修等に職員を派遣し、経営相談・経営指導に積極的に取り組めます。
- 中小企業等金融円滑化法に基づく開示や当局への報告態勢を整備し、適切な公表に努めます。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	365	1,690				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	137	1,144				
うち、実行に係る貸付債権の額	94	633				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	9	36				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	32	460				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	14				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	228	546				
うち、実行に係る貸付債権の額	82	373				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	29	32				
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	115	100				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	40				

【別表2】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	33	116				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	15	62				
うち、実行に係る貸付債権の数	8	49				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	6				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	3	5				
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	2				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	18	54				
うち、実行に係る貸付債権の数	5	32				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	5				
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	10	12				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5				

【別表3】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4	608				
うち、実行に係る貸付債権の額	1	139				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	11				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	3	457				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

【別表4】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	15				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	9				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	1	4				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				

【別表5】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	28	64				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	28				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	10				
うち、審査中の貸付債権の額	28	24				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

【別表6】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6	12				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	6				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4				
うち、審査中の貸付債権の数	6	2				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				